

『出雲國風土記』 仁多郡三澤郷条について

— その文体から —

廣 岡 義 隆

一 はじめに

『出雲國風土記』は良いテキストに恵まれないということとは言われ続けて今更めくが、やはり確認しておく必要がある。写本年代が新しいことは、伝写を重ねていることになり、原姿が損なわれている可能性が大きい。

例えば、出雲郡「出雲大川」条において、「五郡百姓、使河而居。」(細川家本三九丁オ4〜5、倉野本・日御碕本も同丁同行)とある箇所について見てみよう。この箇所の本文「使」字は日御碕本の「便」が原姿と考えられ、「五つの郡の百姓は、河に便りて居めり。」ということになる。問題はその下に存する次の割注である。

出雲杜門飯在仁多大原郷

(細川家本)

出雲大川(斐伊川)流域の列举であり、無くもがなの注

であるが、本文「五郡百姓」の「五郡」に関わる注記としてある。この「五郡」の郡名列挙中に三ヶ所もの誤写があり(杜門「飯在」「郷」、書写担当者の能力の程がわかる。本を写すに際して知識が邪魔をし、藤原定家のように本文を改変することがあり、そういう意味においては愚直な書写担当者の方が良い。しかし今の場合は、郡名という問題であり、基礎的な能力の欠如が考えられる。現地の人でない筆者であったとしても、「神門」や「飯石」という郡名は巻首に郡名一覧が出ていたのであり(細川家本二丁オウ)、また仁多郡書写の直前に神門郡と飯石郡の記事があり、書写したばかりであった。ただし「郊」の字は別として、これは細川家本や倉野本の書写者を意味するものではない。両本の親本の段階における誤写の問題になり、細川家本や倉野本は愚直に書写していることになる。「郊」字は、

倉野本や日御碕本において「郡」であり、細川家本段階での誤写に
なる。

当稿では、この写本文のことを問題にするのではなく、
復元した原姿本文における文体について考察することにな
るが、右の次第により、まずは細川家本を翻字掲出し、つ
いでその本文を校訂して、以下見て行くことにする。

二 校訂本文の提示

仁多郡は「合郷肆^よ」とあり、「三処郷^處」「布勢郷」「三津
郷」「横田郷」と掲出²され、郡号由来が細川家本で四行弱、
三処^處と布勢の郷名由来が各二行、横田の郷名由来が三行で
あるのに対し、今回取り上げる「三津郷」は細川家本で十
一行余に互り、「出雲國造神賀詞」に見える禊の場に関わ
る著名な条である（当条は『風土記』における地名起源譚として
あるが、説話の背景からすると、事物起源譚の中でも祭祀起源譚に
属する。しかし今、「出雲國造神賀詞」には触れない。「三津」の
郷名は『出雲國風土記鈔』³（以下、「鈔」と略称）の本文には
「三澤郷」とあるが、他の写本には「三津郷」とある。「津」
の場合は「夢」との縁語で「みつ」（「見た」の意）がよく響
きはするが、「坂の上」を港の意の津と呼称するのは地形
から合致しない。加うるに、「澤」と「津」の字形は極め
て近い。次は倉野本の字形である。

三澤社^上（叁澤社）の「澤」 倉野本五三丁ウ4

（参考付言）右の「澤」の上の字は「叁」の簡略字である
が、諸氏・諸注は「叁」の簡略字という理解
に至っていない。

三津郷^下（三津郷）の「津」 倉野本五二丁ウ5

右に挙げたように、仁多郡の記事中に「叁澤社」（細川家
本・倉野本・日御碕本）があり、「延喜式」神名帳「仁多郡」
条にも「三澤神社」がある（巻十、神名下。九条家本には「澤」
字の右に一見漢数字「七八」に見える古訓「サハ」がある。『和名
類聚抄』にも「仁多郡」条に「三澤」（高山寺本卷第八）が
確認できる。以上により、「三澤郷」と認定して以下進め
て行く。加藤義成氏は「出雲國風土記「三澤郷」地名考」
で、写本の用字にも言及して「三澤」を明らかにしている。
なお、「三成町の西方に遺称地三沢がある」（日本古典文学大
系本『風土記』頭注）とある。現地名は後付けされることが
あり、参照事例として記しておく。

さて細川家本の本文に句読点と会話符を加筆して掲げ、
校訂すべき箇所には、該当字の右に「」で括って左に示
す。×マークは文字が存在しないことを意味している。

三津郷。×家西南、廿五里。大神太穴時命^太梶子、阿遲
須侍高日子命、御卿髮八握子生、盡夜哭坐之辞不通。

余時御祖命、御子乘船而、率巡八十嶋、宇良加志給勸

猶不止哭之。十八神夢願給、「吉御子之哭由」夢余願坐。則夜夢見坐之、御子辞通。則寤問給。余時、「御津」申。余時、「何処然云」問給。即御祖御前立、去而坐而、名川度坂上至留、申「是処也」。尔時、其津水治出而、御身沐浴坐。故国造、神吉事奏、参向朝廷時、其水活土而用、初也。依此今産婦、彼村稻不食。若有食者、所生千已云也。故云三津。即有正倉。

(細川家本、五二ウ〜五三ウ)

用字の若干について言及しておく。「三津」については右で示した。旧字「澤」ゆえに「津」字に近くなる。「十八神」の「十八」は「大」が分字したものである。分字の因に恐らく虫損が介在しているよう。「稻」の字は細川家本に「禾」偏に「盾」となっているが、これは「稻」の一字形と見てよい(他本、「稻」字。「処」における「處」や「参」における「叅」は同字であり校訂概念からはずれるが、『鈔』はその古態の「處」や「叅」の字形を残しており、その用字を採用した。『鈔』本文の扱いはむつかしく、『鈔』における当条冒頭の郷名は「三澤郷」で示しているが、他の文中に出る「津」についてはそのまま「津」で示し、当条末尾の「故云三津」の下に二行割して「神龜三年改字三沢」として整合性を保たしめている(「沢」の常用漢字形が馬脚を現す結果になっている)。これは一つの本文整理の

結果に他ならず、冒頭の郷名表示も校訂字であることを示している。こういう注釈書としての本文改訂の手が存在するので、本文テキストとして『鈔』本文は留意しなければならないが、その一方で、「晝夜哭坐之」の「坐」の箇所「生」、「告御子之哭由」の箇所の「田」、「則寤問給」の箇所の「問」など(他にもある)、本文上マイナスに働く用字もそのままに残している。また「處」や「叅」など、他の写本には見られない古態が残存している(ただし「處」字は写本においてままだ見られる)。「名川度」の箇所の「名」も類字形の「石」と『鈔』にはある。「所生千已云也」の箇所は、『鈔』には「所生千已不云也」とあり多くの本の採るところとなっているが、意味上「已」字が前後に合致しない。倉野憲司氏が写本のままに「已云」とし、荻原千鶴氏が「已に云ふ」とし、関和彦氏・松本直樹氏もその本文にしている。しかしこれでは説話展開の上において意味をなし難い。ここは『鈔』のように一字加えるのではなく、「已」字は「不」字の誤写と認めるのが前後の意味から合致する。加藤義成氏の「出雲国風土記「三澤郷」地名考」は「出雲国風土記は、一度かなり判読し難い草体の書写を經たらしく」と指摘する。ただし加藤義成氏はこの箇所を「已不云」とする。上は『くずし解読字典』(柏書房)によるものであるが、

已不云
已不云
已不云
已不云

經たらしく」と指摘する。ただし加藤義成氏はこの箇所を「已不云」とする。上は『くずし解読字典』(柏書房)によるものであるが、

末尾の字形やその右隣の字形など、「不」から紛れないとは言いがたい。こういう次第で、「所生千已云也」を「所生子不云也」とした。この結果、この箇所は六字句になる。

なお『鈔』については、田中卓氏が「桑原氏本を正とし倉野氏本を副と考へておきたい」とし（桑原氏本とは『鈔』をさす）、岩下武彦氏は『鈔』について「本文としても倉野本、細川本に次ぐ古い形を伝える」とし、私は「佐太大神条をめぐる『出雲國風土記』の成書過程の一考察」の拙稿において、『鈔』本文を活用して考察した。『鈔』は留意を要する本文箇所を含む本であるが、古態本文を残している本でもあり、活用できる本文テキストである。

右により、その校訂本文を掲げる（返点を加筆した）。

校訂本文

三澤郷。郡家西南、二十五里。大神大穴持命御子、阿遲須伎高日子命、御須髮八握于レ生、晝夜哭坐之辞不レ通。余時御祖命、御子乗レ船而、率レ巡八十嶋、宇良加志給鞆、猶不レ止哭之。大神夢願給、「告ニ御子之哭由ニ」夢余願坐。則夜夢見ニ坐一之、御子辞通。則寤問給。余時、「御澤」申。余時、「何處然云」問給。即御祖御前立、去出坐而、石川度坂上至留、申「是處也」。余時、其澤水沼出而、御身沐浴坐。故國造、神吉事奏、祭ニ向朝廷一時、其水沼出而用、初也。依レ此

今産婦、彼村稻不レ食。若有ニ食者一、所レ生子不レ云也。故云「三澤」。即有三正倉一。

右の本文により、その訓読を常用漢字をベースにして示すと次のようになる。

訓読

三澤郷。郡家の西南のかた、二十五里にあり。大神大穴持命の御子、阿遲須伎高日子命、御鬚髮八握に生ふるに、昼も夜も哭き坐して辞通はずありき。余時に御祖命、御子を船に乗せて、八十嶋を率巡りて、うらがし給へども、猶哭くこと止めたまはずありき。大神夢に願ひ給はく、「御子の哭く由を告りたまへ」と夢に願ひ坐す。則ち夜の夢に、御子の辞通ふと見え坐す。則ち寤めて問ひ給ふ。余時に、「御沢」と申したまふ。余時に、「何処をか然云ふ」と問ひ給ふ。即ち御祖の御前を立ち、去き出で坐して、石川を度り坂の上に至りて留り、申さく「是処そ」と。余時に、其の沢の水沼出でて、御身沐浴み坐しき。故國造、神吉事奏しに、朝廷に参向ふ時には、其の水沼に出でて用う、初なり。此に依りて今産婦は、彼の村の稻を食はず。若し食ふ者有らば、生るる子云はずあり。故三沢と云ふ。即ち三正倉有り。

以下、当該条の本文上の問題点を提示する。

三 会話文体から見えてくること

当該の本文中に、会話文が四件存在する。その四件に①④の符号を付して掲げる。

①大神夢願給、「告御子之哭由」夢余願坐。

②余時、「御澤」申。

③余時、「何處然云」問給。

④即…中略…、石川度坂上至留、申「是處也」。

会話文の表示に三様式があり、私はこれを「双括弧」「頭括弧」「尾括弧」と命名している。模式図的にわかり易く示すと次のようになる。

双括弧Ⅱ曰「……」曰。（いはく「……」といふ。）

頭括弧Ⅲ曰「……」。（いはく「……」と。）

尾括弧Ⅳ「……」曰。（「……」といふ。）

「曰」の箇所の動詞は適宜置き換わることになる。

右に示した①④の会話文について見ると、①が双括弧式、

②③が尾括弧式、④が頭括弧式になる。短い文の中において、なぜこのような三種の会話様式が揃うことになるのであるうか。通常であれば、このように混じり合うことは珍しく、双括弧式であればそれで通され、時にその省略的な形式が混じることになる。例えば「風土記逸文補訂稿」⁽¹⁹⁾の項目「76」において、

詔久「…中略…」止問給。（第一文）

答申久「…中略…」止申。（第二文）

即詔久「…中略…」詔。（第三文）

即詔久「…中略…」止詔後。（第四文）

と示し、

今回、兼方本『日本書紀』によって第三文の会話文の結びの「詔」を補うことが出来、私が称する双括弧式会話手法が他の三例と並んで整うことになった。第一・第二・第四の文から見ると、なお助詞の「止」が落ちていたのではないかという思いが去来はするが、それはさておいて、第三文の会話の結びに「詔」字が存したのは原姿に違いないと言いうことが出来るのである。

とした。まさに右の事例のように様式が整うのが一般的な姿である。しかしながら、「三澤郷」条においては、不統一なのである。この①においては、

①大神夢願給、「告御子之哭由」夢余願坐。

の前に、次の一文がある。

余時御祖命、御子乗_レ船而、率_コ巡八十嶋、「宇良加志給鞆、猶不_レ止_レ哭之。

この「うらがしたまへども」に相当する箇所が萬葉仮名による表記で「宇良加志」とあり、「賜」でなく倭化表示

の「給」字を用い、「雖」字ではなく借訓の「鞞」⁽²⁰⁾字によつて逆説表現を表記するという「倭文大書体」(仮称)にしている。また①の双括式の括りの箇所「夢尒」という「宣命大書体」を用いている。この表記様式と双括式会話様式は連動していると理解される。即ち、現地における語りの口調をそのままに写した文体と見ることが出来るものである。双括式会話は平安時代の仮名文学においても色濃くみられ、まさに倭文における口調(語りの口調)そのものであると言ふことが出来る。対して、④の頭括式会話は漢文体における様式である。②③の尾括式は①の双括式の省略形態と位置付けることができる。

なお、①の双括式会話において、

①大神夢願給、「告御子之哭由」夢尒願坐。

と、その頭括部「夢願給」と尾括部「夢尒願坐」とが微妙に異なつていて気になる。頭括部と尾括部が一致する必要はなく、

ふなきみのいはく「…中略…」となげきて、…下略…

(王左日記 二月一日条、青谿書屋本)

などと異なつていて良いのであるが、ここの頭括「夢願給」・尾括「夢尒願坐」のような類似表現において、「夢」(頭括)と「夢尒」(尾括)という宣命大書体の有無、「願給」(頭括)と「願坐」(尾括)という敬語表現の異なりは何に起

因するものであろうか。凝つた変字法(避板法)はこの前後に確認出来ず、変字法とは考えられない。恐らく何次にも互る編集段階の手が、こうした屈折極まりない文体、即ち、①の用字のみならず、①と④と②③という混在する会話様式を生じさせているとしたか、今の私には考えられない。

四 「尒時」の使用から

今一件、気になる語がある。それは四回に互つて用いられている「尒時」の語である。「そのとき」と訓読したが、これは話を展開して行く「つなぎ」の役目を果している語としてある。現代語で言えば「そして」に近い語であり、安易な接続の語として用いられている。

「尒時」そのものについてはないが、「尒」(尒・爾)について考察した文献として、小野田光雄氏「古事記の助字「尒」について」⁽²¹⁾、小島憲之氏「古事記の文章」、矢嶋泉氏「古事記」に於ける接続語の頻用をめぐって⁽²²⁾、瀬間正之氏「古事記「爾」再論」⁽²³⁾などの論が思い浮かぶ(他にも多くの先行研究がある)。この中、小野田氏、小島氏、瀬間氏の論中では「尒時」についての言及がある。

この「尒時」(尒時・爾時)の語の用例を調べると、『出雲國風土記』に二八例、『播磨國風土記』に三一例(逸文を含めると三二例)と多用されているが、『肥前國風土記』では

一例であり、『常陸國風土記』『豊後國風土記』は一例も使用されていない。『古事記』においては、割注箇所にも一例のみあり、『日本書紀』や『懷風藻』では使用されていない。『藝文類聚』⁽²⁵⁾に五例が存する（『世説新語』に三例、「表」に二例、「詩」に一例）。小島憲之氏は「佛典に多い」と指摘する。事実、『大正藏』⁽²⁷⁾での検索では三九二八二件六九三〇八例ヒットする。これらの検出において、「余時」の「余」は「尔」「爾」を含んでの計数としてある。なお、『播磨國風土記』については、「播磨國風土記の国府編集」⁽²⁸⁾の稿を執筆し、その中で「余時」と共に「於是」（『出雲國風土記』には用例なし）も併せて考察している。参照されたい。ここでは『出雲國風土記』における用例分布の様を見る（全二八例）。

意宇郡	安来郷名由来条	1
同	毘賣埼和余譚条	4
同	拜志郷名由来条	1
嶋根郡	加賀神埼佐太大神条	3
秋鹿郡	大野郷名由来条	1
楯縫郡	郡号由来条	1
同	玖潭郷名由来条	1
同	神名樋山古老譚条	1
出雲郡	健部郷名由来条	1

同	宇賀郷名由来条	1
神門郡	朝山郷名由来条	1
同	八野郷名由来条	1
同	古志郷名由来条	1
同	滑狭郷名由来条	1
飯石郡	熊谷郷名由来条	1
仁多郡	三澤郷名由来条	4
同	戀山名号由来条	1
大原郡	阿用郷名由来条	3

右によると、多寡の差はあれ、出雲国の全郡において使用されていることがわかる。これは一書全体に互る最終的な編者の手になるものであることを意味している。⁽²⁹⁾と共に、用例の多い三例四例をゴシック体で示したが、毘賣埼和余譚条、加賀神埼佐太大神条⁽³⁰⁾、阿用郷名由来条及び当条と、いずれも説話色が濃い箇所において多用されている。まさに風土記編纂時の綴文上の語として、説話展開時に多用されていることが見て取れる。会話文体における違いが存したが、その違いを越えて、当条は最終的に「余時」の語で統一的にまとめられていると見ることが出来る。当条は、以上のように押さえることができよう。

五 原説話ということについて

アヂスキタカヒコの命譚に関わつて、次の指摘がある。

この阿遅須積高日子命は『風土記』でこそ神話が分断されているが、『出雲国風土記』仁多郡条の布施郷、三沢郷伝承ともとは一つの神話世界を構成してゐたと考えられる。詳細は仁多郡三沢郷で論じる。高岸郷での子育ても効果なく、その後、大国主神が布施郷に「宿」つたところ阿遅須積高日子命が話すようになった夢を見、実際に三沢郷にて御子神は言葉を發したという神話構成を展開する。高岸・布施・三沢郷ともに斐伊川流域である点も注目したい。

(神門郡高岸郷条)

右は関和彦氏の『出雲国風土記』註論^(註)における指摘である。当稿では、指摘のある神門郡高岸郷条や仁多郡布施郷条に触れることは無かつた。当稿における文体の面において関わるものが無かつたからである。指摘した「余時」の語も、神門郡高岸郷・仁多郡布施郷の両条には見られない。両条は長くはないので、今ここにその本文を掲げると次のようになる。

高岸郷。郡家東北二里。所_レ造_二天下_一大神御子、阿遅須積高日子命、甚書^(書)一夜哭坐。仍、其_レ処_二高屋造而坐_一之。

即、建_二高椅_一而登降養奉。故云_二高岸_一。(神龜三年、改_二三字高峯_一)。 (神門郡高岸郷条) (細川家本四三才)

布施郷。郡家正西二十里。古老傳云、「大神命之宿坐_二處_一。故云_二布世_一」。(神龜三年、改_二三字布施_一)。 (仁多郡布施郷条) (細川家本五二ウ)

右の次第である。即ち、先に出した「三澤郷」条の前半部で描かれているところは、実は布施郷に属する説話であると、現地の陶山親敏氏論を引きつつ関和彦氏が解く。「三澤」の地そのものは勿論「三澤郷」に所属するが、そこへ行くのにアヂスキタカヒコの命は「石川」を度_レつているのであり、その前半部の説話展開は布施郷に属するものであると言ふことになり、面白い。郷ごとに掲出する地理書ゆえの分断があるということになる。ただ、不審な箇所が存在する。「御子乗_レ船而、率_二巡八十嶋_一」(御子を船に乘せて、八十嶋を率_レ巡_二りて)とあつた箇所について、「布施_二三澤_一」の地の一体説話であると見た場合、どのように理解すれば良いのであろうか。また、用字上、

阿遅須積高日子命 (神門郡高岸郷条)

阿遅須積高日子命 (仁多郡三澤郷条)

とその表記が異なっており、郡ごとに提出した解の稿において既に分断されていたと見てよい要素がある。

このように、一まとまりの原説話を想定するには不審な

箇所が存するのである。

六 結びに代えて——『常陸國風土記』の一条

右の『出雲國風土記』仁多郡三澤郷条と類似の文体上の指摘が出来る箇所として、『常陸國風土記』香嶋郡の総記条(豊香嶋宮条)の割注箇所がある(ここでは二行割を便宜上天書して示す)。以下、私の校訂本文により、宣命大書体に傍線を付して示す。

俗曰、「美麻貴天皇之世、大坂山乃頂尔、白細乃大御服々坐而、白梓御杖取坐、識賜命者、「我前乎治奉者、汝聞看食國乎、大國小國、事依給」等識賜岐。

于レ時、追_レ集八十之伴緒_一、擧_二此事_一而訪問。於レ是、中臣神聞勝命、答曰、『大八嶋國、汝所_二知食_一國止、事向賜之。香嶋國坐、天津大御神乃擧教事_一者。天皇、聞_レ諸、即恐驚、奉_レ納_二前件幣帛於神宮_一也。

俗_一の云へらく、「美麻貴天皇の世に、大坂山の頂_二に、白細の大御服服坐して、白梓の御杖取坐して、賜_レ賜へる命は、「我が前を治め奉_レれは、汝の聞_レし看_レし食_レす國を、大_レき國も小_レき國も、事依_二さ_一し給_レはむ」と識_レ賜_レひき。

時に、八十の伴緒を_二追集_一へ、此の事を_二挙_レげて訪問_一ひたまひき。是に、中臣神聞勝命、答へて曰しし

く、「大八嶋國は、汝の_二知_レるし食_レさむ國なりと、事_一向賜ひてあり。香嶋國に坐す、天津大御神の_二挙_レげて教_レりたまへる事なり」と者しき。天皇、諸を_二聞_一かして、即ち恐_レみ驚_レきたまひて、前_二件_一の幣帛を_二神宮_一に納_レめ奉_レりたまひき」といふなり。

「美麻貴天皇：等識賜岐」を前半部とする。この前半部に宣命大書体が集中する。その会話文は「識賜命者、『……』等識賜岐」と双括様式で記され、これは話し言葉のままに写し取った様を示している。ここまでは返読(返点)を要しない倭文としてある。続く「于時」から後半部とする。この後半部は漢文体を念頭においての語法で綴られ、特に「於是」の語は『常陸國風土記』において郡に偏ることなく全篇にわたって使用されている編集時の用語である(用例は全十例と多くはない)。後半部の会話文は「答曰、『……』者」と文末辞「者」で結ぶ漢文体であり、これは官人に特徴的な綴文である。ただ、その会話文自体は返読(返点)箇所が少なく(慣用的な「所知食」のみ)、宣命大書体の「止」「乃」が使用されており(ただしト乙における「等」と「止」の用字の異なりがある)、聞き取りのままに倭文として綴ったものと見られる。以上、ここに引用した箇所は、文体上大きく前後に二分されるが、その後半部においても会話部分は前半と共通する性格を有している。この

『常陸國風土記』における二様式の混在は何を意味するものであろうか。

考えられるのは、現地での聞き取り作業による郡家段階における第一次資料の存在である。その次には、国庁における編纂統一作業の存在ということである。郡家以前に資料が存在することもある。ここに示した香嶋郡総記条においても、それは「聞き取り」ではなくて、豊香島宮の神人が提出した宣命体による文字資料であったのかも知れない。当初は宣命小書体で書かれてあり、それが書写段階で大書化したものかも知れない。こうしたことは推測の域を出ず確定的ではないが、『出雲國風土記』も含めて明言出来るのは、編纂段階の複層的存在である。

『風土記』においては、こうした何次かに互る編纂作業が必然的に生じて来る。

そうした性格は『古事記』にも『日本書紀』にも存在しないことはないが、風土記の場合は、構造的必然として存在し、それがこのような形となって出て来ていると結論付け、結びに代えたい。

注

(1) 関和彦氏は「神宅臣金太理の基礎的考察」(出雲古代史研究会『出雲古代史研究』一七号、二〇〇七年七月)

において、郡名の配列順から、下流から上流へという現地に則した順序ではなくて、『出雲國風土記』における「郡記事配列順」であり、これは神宅臣金太理の筆であるとする。神宅臣金太理かどうかは別として、『出雲國風土記』編纂者による手であるということは氏の指摘の通りであると見てよい。

(2) この四郷は、出雲郡の「出雲大川」条で、「流出仁多郡横田村、即経横田・三處・三澤・布勢等四郷」(細川家本三八丁ウ4~5)と出るが、この箇所「澤」の字は判読して読み取ることが出来るという状況にある。倉野本も同様であり、日御碕本は三水偏に「早」の字形になっている。

(3) 岸崎時照著『出雲國風土記鈔』鳥根大学図書館蔵桑原文庫四冊本。これは、国文学研究資料館データベース「古典コレクション」として岩波書店から刊行されたCD-ROM版『兼永本古事記・出雲國風土記抄』(二〇〇三年三月)によった。

(4) 『延喜式』九条家本は、東京国立博物館古典籍叢刊2『九条家本延喜式・二』(思文閣出版、二〇一二年三月)によった。

(5) 注釈書・本文テキスト類で郷名標目を「三津郷」とする本は以下の通りである。千家俊信『訂正出雲風土記』(二八〇六年版、日本古典全集所収)・栗田寛氏『標註古風土記』(大日本圖書、一八九九年十二月)・植松安氏『校註日本文學大系』第一卷(國民圖書、一九二七

年七月)・武田祐吉氏『風土記』(岩波文庫、一九三七年四月)・吉野裕氏『風土記』(東洋文庫、一九六九年八月)・荻原千鶴氏『出雲國風土記 全訳注』(講談社学術文庫、一九九九年六月)・沖森卓也氏佐藤信氏矢嶋泉氏『出雲國風土記』(山川出版社、二〇〇五年四月)。以上の本は該当条が「三津」(御津)で一貫している。なお講談社学術文庫は、続いて出る神社名についても「三津社」としている。

一方、郷名標目を「三澤郷」(三沢郷)とし、その記述の中では「三津」(御津)としている本は以下の通りである。植木直一郎氏『風土記集』(大日本文庫、一九三五年六月)・田中卓氏「校訂出雲國風土記」(出雲大社『出雲國風土記の研究』所収、一九五三年七月。田中卓著作集8『出雲國風土記の研究』一九八八年五月。神道大系『風土記』一九九四年三月)・小島櫻禮氏『風土記』(角川文庫、一九七〇年七月)。これらは、「即有正倉」の上、即ち末尾の「故云三澤」の次に「神龜三年改字三澤」の割注を補っている。

(6) 加藤義成氏「出雲國風土記」「三澤郷」地名考』(『神道學』四八号、一九六六年二月。同氏『出雲國風土記論』上巻、島根県古代文化センター、所収)。

(7) 小野田光雄氏「風土記の「叁」と「叅」について」(『風土記研究』一六号、一九九三年六月。同氏『古事記釋日本紀風土記ノ文獻學的研究』所収)。

(8) 例えば菅野雅雄博士旧蔵本においては「處」字が用い

られている。

(9) 倉野憲司氏「記紀と共通する出雲國風土記の神々について」(平泉澄氏監修『出雲國風土記の研究』出雲大社、一九五三年七月)。

(10) 荻原千鶴氏『出雲國風土記 全訳注』、当稿注(5)に同じ。

(11) 関和彦氏『出雲國風土記』註論』(明石書店、二〇〇六年八月)。

(12) 松本直樹氏『出雲國風土記注釈』(新典社二〇〇七年一月)。

(13) 加藤義成氏、当稿注(6)に同じ。

(14) 加藤義成氏「修訂出雲國風土記參究」(今井書店、一九六二年一月改訂版)。

(15) 田中卓氏「出雲國風土記諸本の研究」一九五三年七月、出雲大社『出雲國風土記の研究』、一七九頁。田中卓著作集8『出雲國風土記の研究』所収、二〇〇頁)。

(16) 岩下武彦氏「『出雲國風土記抄』解題」(CD-ROM版「兼永本古事記・出雲國風土記抄」岩波書店、二〇〇三年三月)。

(17) 廣岡義隆「佐太大神条をめぐって―『出雲國風土記』の成書過程の一考察―」(大阪大学『語文』一〇〇・一〇一合併号、二〇一三年一月)。

(18) 廣岡義隆「萬葉における会話手法―双括式・頭括式・尾括式―」(針原孝之氏編『古代文学の創造と継承』新典社、二〇一一年一月)。

- (19) 廣岡義隆「風土記逸文補訂稿」(『風土記研究』三六号、二〇一三年八月)。
- (20) 奥田俊博氏「『風土記』の仮名表記 ― 固有名詞以外 の語の仮名表記を中心に―」(『風土記研究』二七号、二〇〇三年二月)の中で、当条の借訓字「鞆」に関する分析的な言及がある。参照されたい。この借訓の「鞆」については、沖森卓也氏「風土記の文体について」(小林芳規博士退官記念『国語学論集』一九九二年三月、同氏『日本古代の表記と文体』に補訂所収。所収書二〇一頁)や瀬間正之氏「風土記の文章表現」(『風土記』を学ぶ人のために)二〇〇一年八月、五三頁。同氏「風土記の文字世界」に他論と併せて所収、四七頁)に言及がある。
- (21) 小野田光雄氏「古事記の助字「尔」について」(『古事記年報』二号、一九五五年一月、当稿注(7) 掲出の同氏著、所収)。
- (22) 小島憲之氏「古事記の文章」(『古事記大成』第三卷、言語文字篇、一九五七年一二月。同氏『上代日本文学と中國文学』上、所収)。
- (23) 矢嶋泉氏「古事記」に於ける接続語の類用をめぐる(『上代文学』六八号、一九九二年四月、同氏『古事記の文字世界』所収)。
- (24) 瀬間正之氏「古事記「爾」再論」(西宮一民氏編『上代語と表記』、おうふう、二〇〇〇年一〇月、所収)。
- (25) 『藝文類聚』の検索は東京大学齋藤希史氏研究室データーベース「藝文類聚索引」(http://friday.c.u-tokyo.ac.jp/ywji_UTF8.html)を活用した。
- (26) 小島憲之氏、当稿注(22)の所収書、上二四九頁。
- (27) 『大正蔵』は『大正新脩大蔵經』の略称。その検索はテキストデーターベース(<http://21dzkrlu.tokyo.ac.jp/SAT/data/base.html>)を活用した。
- (28) 廣岡義隆「播磨國風土記の国府編集」(『三重大学日本語学文学』第二五号、二〇一四年六月、掲載予定)。当稿と並行的に執筆したため、問題意識において共通するところがある。参照されたい。
- (29) 植垣節也氏は新編日本古典文学全集本「三沢郷」条の頭注において「この伝承の口誦であった痕跡として、四回繰り返されている」とする(小学館、一九九七年一〇月)。しかし、『出雲國風土記』全体に互る「余時」の分布はそれを打ち消すものとしてある。
- (30) この加賀神崎佐太大神条について、当稿注(17)として先掲した拙稿「佐太大神条をめぐる―『出雲國風土記』の成書過程の一考察―」の中で、該当箇所をA-Gと細分して分析した、そのC・D中に出る。「本来譚」(A-E)の中に存在する語としてあるが、これは、長文の「本来譚」を風土記編集時に縮約した際に、「余時」の語を入れることで文を繋いだものかと推考される。
- (31) 関和彦氏、当稿注(11) 掲出の同氏著、九一一頁。以下に示す「俗日」の条の前にも二件の「俗云」が出る。「日」字と「云」字の違いはあるが、内容は通底し

ている。「俗云」の前者には「倭文大書体」があり、「俗云」の後者には「留尔」「乃」「乎」の宣命大書体がある。ここは典型例として「俗曰」の事例を示した。

- (33) 写本には「大中臣神聞勝命」とある「大」は、後時の補入と見られ「大」の字を削除した。「神聞勝命」とあるのが伝承の姿であろうが、続く「古老曰」中に「中臣巨狭山命」が出、現地中臣氏の主張として「中臣」を冠して呼称していたものと見られる。全体の文体は古く、他の箇所は後時のものではない。

- (34) 廣岡義隆「文末辞・語已辞としての「者」字」(『上代言語動態論』塙書房、二〇〇五年一月)。

付言

二〇一三年一月一六日に開催された秋季大会シンポジウムにおけるコメントーターとして登壇し、発表三者の内容に若干の発言はしたが、感想に近いものであり、論考としてここに載せ得る内容ではない。そのことを事前に見越していたので、あらかじめA四紙二枚のプリントを用意し、配布した。当稿はそのプリント内容を柱にしてまとめなおしたものである。